

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成25年12月11日(水) 午前10時00分～10時53分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、  
6番 幸前信雄、 7番 杉浦辰夫、 11番 鷺見宗重、  
13番 磯貝正隆、 15番 小嶋克文  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 長谷川広昌、 5番 柴田耕一、 8番 杉浦敏和、  
9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、  
16番 小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、  
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、  
上下水道GL、地域産業GL、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
- (2) 議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
- (3) 議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について
- (4) 議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- (5) 議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- (7) 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (8) 陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情
- (9) 陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件及び陳情3件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより、質疑に入ります。

### 《質 疑》

（１）議案第５５号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について

問（３） 議案第５５号ですけども、ちょっと質問が議案第５６号にもかかってくる部分があるかなと思いますけども、今回、消費税が上がるということで、水道利用者が払う金額の水道料の影響額ですね、平均的なものでいいですので、どのぐらいの影響額があるのか教えていただけたらと思います。

答（上下水道） 一般的には皆さん使われているのは、口径１３ミリと２０ミリの口径を使われてみえる方が多いんですけども、水道使用者の皆様には払っていただく影響額でございますが、例えば、口径が１３ミリで２カ月の使用量が６０立方メートルの場合で申し上げますと、消費税込みで現行の料金では、７，４４６円でございますが、消費税が８％になりますと７，６５９円となりますので、影響額が２１３円となります。口径が２０ミリとなりますと、２カ月での使用量が６０立方メートルの場合で、消費税込みの現行料金が９，４２０円でございますので、消費税が８％になりますと９，６８９円となりますので影響額は２６９円となります。

問（３） ちょっと附則の経過措置について教えていただきたいんですけども、前回の３％から５％への消費税の改正時での附則では、経過措置として第２７条第１項の規定が平成９年６月検針分の水道料金から適用するとなっておりますが、今回、いろいろちょっと長い文章になっていて、ちょっとわかりにくいかなと思うんですけども、記載が前回と違う理由をちょっと教えていただけたらと思いますが。

答（上下水道） 今回ですね、平成２６年４月１日が施行日でございます。前回

のように6月検針分の水道料金から適用するでは、厳密にいきますと、4月から水道使用の申込みがあった場合でも6月検針分での水道料金が旧消費税率の取り扱いになってしまいますので、経過措置は、水道料金等の請求を2カ月に1回としている場合で、施行日前から継続している水道の使用をしている場合に適用するもので、今回は関係する法律、国税庁消費税室から出ている「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取り扱いQ&A」というものが出ております。また、近隣市の状況を調査しまして、前回と異なる表現とさせていただいております。

問（3） 条例改正をですね、当たり前のような話ですけども、全国どこの自治体も行いますけども、近隣市のですね、条例改正の状況を教えていただけたらと思います。

答（上下水道） 近隣市の条例改正の状況でございますけども、碧南市、知立市は、高浜市と同じ12月議会でということ聞いておりますけれども、刈谷市、安城市、豊田市は、3月議会で上程を予定されていると聞いております。

問（3） 刈谷市、安城市、豊田市が3月議会で、碧南市、知立市、高浜市が12月議会ということなんですけども、高浜市は、なぜ12月議会で行う形になったのか教えていただきたいと思います。

答（上下水道） 消費税率が上がることは、既にテレビや新聞等、報道機関などで周知されていると思いますが、水道料金なども上がることを、水道を使用されている皆様に、周知が必要と考えて12月とさせていただきました。今後ですね、広報やホームページでPRしていきたいと考えております。

問（3） 最後なんですけども、国政のほうでも8%からまた10%に引き上げの話も出ておりますけども、これ10%になった場合でも同じような手順になっていくのか、またちょっと教えていただきたいと。

答（上下水道） まだ10%になるかということは、まだ判断されていないようなんですけども、同じような手続きでいくということになると思います。

問（11） 先ほども消費税絡みということでされてますけども、8月12日に内閣府が発表した4月から6月のGDPの速報値が年率換算で2.6%増となったのに対して、12月9日発表のGDPの修正値は、1.1の伸びとなっています。実質的景気はよくなっていないというふうに思いますけども、関係法

令の社会保障安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部改正する法律の中に消費税の増税のことも書いてあるんだけど、附則の中の18条では、消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するためとしています。経済状況が好転していないことにより、増税の判断が、今、わからないような状態にあると考えます。仮に、本議案が可決され消費税増税がなくなった場合は、どのような措置になるのかお答えください。

答（上下水道） もう既にですね、消費税が上がるということで決まっているものだと思っていますので、今回、その4月1日からですか、平成26年4月1日から消費税を据置だとかそういう情報は入っておりませんので、私たちのほうとしては、消費税法及び地方消費税法の一部が改正されたことにより税率を改定するものであります。水道料金等は、消費税法において課税対象とされておりますので、法に遵守した取り扱いをしておりますので、御理解いただきたいと思えます。

問（11） それでは、4月とされていますけども、これがまたひっくり返るという場合もあるので、その点はどういうふうにするのか、お答えください。

答（上下水道） 先ほど言いましたけれども、私のほうは、法に遵守した取り扱いをしておりますので、法律が変われば、そういった取り扱いになるかもしれませんが、今のところそういう情報は入っておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第56号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について

問(15) 今回ですね、応募が2団体、このメカトロニクス含めて2団体ありましたけども、もう1団体の説明とですね、それから、なぜ、このメカトロニクスが選定されたかについて、まずお聞きしたいと思います。

答(都市整備 主幹) 今回の選定評価委員会で、2団体ですが、もう1団体につきましては、名鉄協商株式会社さんになります。この名鉄協商株式会社さんを含め株式会社日本メカトロニクスさん、2社で選定評価委員会を開催いたしました。その選定評価委員会の席で、委員の皆様による採点結果が出ております。その採点結果をもとに、株式会社日本メカトロニクスのほうが優位な提案をしたという採点結果が出ましたので、株式会社日本メカトロニクスさんを優先交渉を持った会社として決定し、交渉の結果、選定のほうを決めております。

問(15) 特に、メカトロニクスにお願いしたいというか、逆にいえば、名鉄協商さんではだめだというそういった何か、これはあくまで総合の点数だけで決めたのか、それとまたメカトロニクスのほうがいいという何か理由があったから決めたのか、そこら辺のちょっと理由を、すみません。

答(都市整備 主幹) 今回の決定におきましては、選定評価委員会の中の評価項目の総点数に沿った点数の合計で決定しております。株式会社日本メカトロニクスにつきましては、700満点中550点の総合点数が出ており、名鉄協商株式会社につきましては、700満点中451点という総合評点になっております。こちらの点数の結果、株式会社日本メカトロニクスとして決定いたしました。

問(15) わかりました。それから、従業員はですね、何名みえて、それから市内在住の方が何名みえるのか。それからもう1点ですね、これは3番目に書いてありますけども、これまでの成果が書いてありますけども、特に第2期として改善のために取り組んできた内容があれば、教えてください。

答(都市整備 主幹) まず、後者のほうの質問でございますが、今回、新た

に株式会社日本メカトロニクスさんが選定評価委員会で提案された項目として、一つあるのが、駐車場出口の混雑を防ぐための事前精算機設置というものがございませう。いきいき広場で開催されます行事等があり、駐車場の出口の混雑が予想される場合につきましては、その事前精算機により料金の精算をしていただくことによって駐車場の出口の渋滞、混雑の緩和を一つの目的とされております。従業員につきましては、係員が5人になっておりまして、あと補助員ということで、全体で、6人で対応していただいております。市内については、ちょっとこちらのほうでは、今、把握しておりませう。

問（15） わかりました。ちょっとまたあとで、これは教えてください、それは。最後になりますけども……。これもですね、第3番目のほうですね、年度24のところ、一番最後の選定評価委員会における主な批評コメントの中にありますけども、この次期の評価については、施設規模を考慮した評価項目とありますけども、この施設規模を考慮したと、この点についてちょっとこれも説明お願いいたします。

答（都市政策部） 今、委員御質問の次期の評価ということでございませうが、実は、ずっと評価項目についてはですね、今、御質問前にいただきましたような、いわゆる運営管理の部分、それからサービスの面、それと施設の使い方だとか管理上の問題というのは、そういった部分も評価項目として持っておりますけども、評価委員の方から今期の、平成24年度の評価をしたときにですね、御意見として、少し評価項目の内容が、施設規模だとか、この施設に本当にそぐっているのかなど、いわゆるそれは裏返しとしては、その施設の管理効果を高めるというようなこともあると思っておりますけど、そういった御意見を頂戴いたしましたものですから、我々発注する側としても、そこを次期に向けてはきちんと改善をしてやっていこうと、そういうようなことで、コメントにも書かせていただいているということでございませう。

問（15） 単純に考えると、例えば、駐車台数をふやすというように考えていいんですか、これは。

答（都市整備 主幹） 駐車台数につきましては、現在の駐車場の規模は変わりませうので、スペースの再有効利用を考えて一度検討はしたものの、変更はなしと考えております。

委員長 ほかに。

問（15） わかるんですけど、この施設規模効率、これ具体的に、では、何を今やっています、これは。具体的には、これは。施設規模という。どういったことを見直していくかという。

答（都市整備 主幹） 施設規模ということでございますが、現在、立体式の駐車場として、三高駅西の駐車場はできております。再開発の事業で、できた駐車場でございます、その建物自身がちょっと新たに構築するわけではございませんので、現在ある施設、建物の中での規模を考えながらということで、施設規模のほう考えております。

問（15） よくわかりませんが、言っている意味が、ちょっと。

答（都市政策部） 施設規模とは、施設そのものということよりも、実際は、今、駐車場自体は220台という台数でございますので、それを今お答えをしていますように、ふやすことはできないんですけど、その管理運営の面の中でそういった、いわゆる制約のある中で評価をする項目をあまり過度に、そういう規模を考慮しない評価になっているから、逆にそれを配慮した上での評価項目を見直していくべきではないのかというような御意見を評価委員の方からいただいておりますので、そこを再度次期に向けては見直しをするという考え方でございます。

委員長 ほかに。

問（6） 1点確認させてほしいんですけども、先ほど、事前精算機のお話が出ていましたけども、これというのは、どこが負担して設置されるようなものになるんですか。

答（都市整備 主幹） 事前精算機につきましては、今回、新たに5年間のリース契約を結んで、精算機の新たなリース契約で、今の出入口についている精算機を交換することになります。そちらの出入口の精算機が今回不要になってまいりますので、もともと株式会社日本メカトロニクスさんの所有の出口精算機ということでございますので、まだ使えるという判断のもと、そちらを有効利用するというので、ちょうど、今、三高駅の連絡通路の出入口のところに、今現在出口に使っているものを移設します。移設することにより、その移設費用等につきましては、全て株式会社日本メカトロニクスさんの負担ということ

で、新たな費用は発生しないと聞いております。

問（6） それともう1点、確認したいんですけども、先ほど水道料金、消費税に合わせて改定するというお話が出ていましたけども、ここの駐車場の利用料金というのはどういう形になってくるのか、というのは、一般の駐車場の方と民間と競合するような形になるので、そちらの動向を見ながらという話になるかもしれないんですけども、その辺のところ、考え方があれば教えていただきたいんですけども。

答（都市整備 主幹） 先ほど、幸前委員の言われたとおりですね、民間との競合とか、そういったものが料金に反映するということはございましたが、現在、三高駅西付近にあります、いわゆるその民間の施設を含めた大きな駐車場というのは、ほとんどない状況でございます。それで近隣でもそういった有料、近隣ではありません、駅の周辺においても有料の大きな駐車場がないということで、現在の指定管理者といろいろ料金の話を協議しました。その際に、やはり周りに民間の駐車場があまりないということで、比較的高い料金で、今、三高駅西駐車場というのは継続されているということになっていきますので、次回の10%の消費税が上がるときに、そちらの料金につきましての値上げするかどうかの検討のほうは、考えていきたいと思っております。

問（6） わかりました。ただ、考え方はやはり整理いただきたいというところと、単に上げるという、時間、今、30分60円でしたか。非常にこう半端な金額になるので、その辺はうまく支払う側とも混乱しないように。せっかく事前の支払機とか置いてサービスの向上に努めていただけるものですから、その辺も検討の対象に入れていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（11） 先ほどの小嶋委員の選定の理由になるかと思っておりますけども、選定基準、運営方針、運営体制、事業計画等に基づき、提案内容について採点を行った結果、550点との評価が得られたためというふうになっておりますけども、これは名鉄さんとの競争ということだったんですけども、これどういう点が、具体的に違った点があったのかお答えください。

答（都市整備 主幹） 今回の選定評価委員会の採点につきましては、事前に

採点項目というものを評価委員さんのほうを含めて市当局とですね、決めた項目についての提案をしていただいております。その決めた項目についての提案内容を評価委員さんが、それぞれよい提案なのか、普通の提案なのか、全くその評価項目に対して提案がないかというような形で採点はされております。その採点結果が先ほど言いました、550点と451点ですので、それぞれの内容につきまして5段階の先ほど言いました、いい評点、普通の評点、全く提案がされていないと、そういった内容になっておりますので、違いについてはそういうことかと考えておりますが。

問（11） 実際にどういう提案をされたとかいうのが、わかりましたらお願いいたします。

答（都市政策部） 御質問のいわゆるどこが大きく違って、その二つの応募者のうちに、株式会社日本メカトロニクスさんが決まったかというようなことだと思いますが、実は、細かく申し上げますと、いわゆる当然ながら、募集をする段階で、今、都市整備グループ、田中が申しましたように、評価委員さんのほうに諮りまして、過去の実績、それからこの駐車場の求めている使命、それからサービスをどういう水準でもっていくかというようなことも含めましてですね、項目を全部で募集要項の中で20項目ですね、挙げております。それを細かく申し上げますと、基本的な駐車場の考え方だとか、先ほど委員さんからも御質問ありましたように人員的な配置の数だとか、そういった部分もずっと含めて20項目ございまして、その20項目について、それぞれ事業者の方が、私どもならこういう提案をするよということを、当然、書類も事業計画書を出していただきます。その中身を審査していただいておりますので、それと審査委員会のほうでは、プレゼンテーションを25分の時間ですけど設けまして、そこをきちんとPRをしていただいて、審査の過程の中で評価委員さんが聞き取った部分、それからその事業計画書に基づいて、きちんと審査をした部分で、株式会社日本メカトロニクスさんという形になっておりますので、その部分は細かく申し上げますと、点数でどこがどういうふうに大きく違うのかというのはありますが、基本的な考え方だとか、各項目で少し名鉄協商株式会社さんが株式会社日本メカトロニクスさんには及んではおらないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第57号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

問(13) それではですね、主要新規の仮称「論地どんぐり公園」についてちょっとお伺いしたいと思います。これについては、先般のですね、総括のところに出てきましたので、ちょっと確認も含めてお伺いしていきたいというふうに思います。下ですね、下というか造成だとかですね、給水、あるいは汚水設備だとかいうところで、1,800万円ですよ、ということになっております。ですから上の遊具等もこの間のお話ですと、今後、また次回のところで検討していくとか、予算をつけていくというお話でよかったですよね。そういう感覚でよろしいですね。

答(都市整備) 遊具とトイレなんですが、今年度の補正、12月補正につきまして、1,800万円の中では、遊具とトイレは入っておりませんが、これ次年度ですね、遊具とトイレを発注させていただきますので、よろしく願いいたします。

問(13) 今後の維持管理についてはですね、この資料によりますと、ワークショップで今後進めていくということを謳っておられますけれども、これは公園のですね、このワークショップの中のメンバー見ますと、町内会さん、子ども会さん、いろいろありますけれども、これではなくて独自の運営管理をしていく組織をつくっていくというお話は、ありますでしょうか。

答(都市整備) 今回ですね、今の段階ではちょっとないのですが、今後、維持管理についてのですね、年度内にもう一度ワークショップをさせていただきます。その中で「スマレ会」さんとかを「さわたり夢広場」みたいにそういった会を、こういった維持管理の中にこういう会をつくったらどうだという提案をいろんな方から、委員さんのほうからもありますものですから、今後、そう

いった格好で進めていきたいというふうに考えてはおります。

問（13） もう1点ですね、これはこの直接この公園には関係ございませんけれども、この図面でも駐車場はございませんよね。駐車場がございませんね。それで、よそのですね、どこの公園とは言いませんけれども、非常に土日もしっかりお使いをいただいて、車であちこちからお見えになって、周りが車の不法駐車といいますか、そういうことでお困りになってみえるということもお伺いしておりますので、一つ、「さわたり夢広場」もそうなんです、こういった公園のところに駐車場をつくるというか、そういうつukらない考え方の基本をちょっとお教えいただければありがたい。

答（都市整備） これの今ですね、都市公園になるんですが、この都市公園の中ですね、要はその近隣公園だとかそういったところはかなり面積が広くて市外からも来るということで、駐車場というのをスペースを設けなさいというものがあります。ここの今の都市公園の中だというと、1キロメートル以内ですとか、そういったところに駐車場をスペースとして取らなくてもいいというふうな、近くの人が使うということになっておりますものですから、なかなか駐車場というふうな確保というのは、ちょっと今難しいと思います。

答（都市政策部） 今、駐車場の御質問でございますが、その規則的には、都市公園と申しますのは、基本的には街区の方が、住民の方が、近くの方が利用していただくということで、駐車場というの、運動公園だとか、総合公園という規模が大きいものになりますと当然ながらそれは滞在型の公園になりますので必要ですけども、そういった部分で考えますと、私どもとしましては、駐車場は設けないという考え方でおります。それで一つ、では、今、申し上げた中で、中部公園はなぜかというお話が出ますが、あそこは市の中でああいった都市公園で整備をした中では、2.5ヘクタールという規模の大きいところでございますし、運動施設というのを設けているわけではございませんけれども、当時の要望の中で、借地でもいいから、賑わいがある公園だからということで最低限の駐車場の確保ということで、市のほうが直接土地を保有しているわけではございません。これはお借りしてやっているということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（11） これ1,800万円というお金なんですけども、なぜこの時期と  
いうか、その当初予算に載せられなかったのか、そののちちょっとお答え  
ください。

答（都市整備） 先ほど言いましたように、地域の方を含めたワークショップ  
というのを、この実施設計の委託の中に取り入れさせていただいております。  
これが5回のが、3月、4月、5月、6月、7月と1カ月単位でワークシ  
ョップをやらさせていただきました。このことを考えますと、当初予算にワー  
クショップに取り入れたものが、当初予算に載せられなかったものだから、  
今回の12月補正でやらさせていただきました。

委員長 ほかに。

問（3） 8款、2項、1目の生活道路新設改良費ですね。こちらのほうでち  
ょっとお伺いしたいんですけども、今回、1,000万円の補正予算が組まれ  
ておりますけども、説明で、側溝や舗装などの補修ということでしたけども、  
市内のどの辺りを予定されているのか、どういったところを進めていくのか、  
御説明いただきたいなと思います。

答（都市整備） これは、安全を確保した緊急性の小規模工事というものなん  
ですが、ここをですね、どこをやるかということではなくて、苦情処理という、  
要望だとかですね、そういった対応につきまして高浜市一円をやらさせていた  
だきたいという考えを持っております。

問（3） 8月もそうですし、きのうもそうだったんですけども、集中豪雨で  
被害が出ているところが結構多かったんですけども、そういったところもある  
程度対応はされていくということですか。

答（都市整備） 8月6日の災害時におきましては、そのときに、緊急に防災  
のほうの、要はその予算を取りまして、やりましたものだから、その中で、  
以外にですね、浚渫だとかそういったものについては小規模工事でやらさせて  
いただいているところもあります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算 (第1回)

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

(7) 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(4) 陳情第7号ですね。社会保障の施策拡充についての陳情ですが、私は、この陳情に対しては反対であります。なぜかと言いますと、この陳情事項のですね、1の③のところに書いてありますけども、自治体の基本的あり方についての第3番目のところに書かれております条項について、本市は、愛知県西三河地方税滞納整理機構にはですね、平成23年度から参加しております。それで、徴収困難事業が増加する中、滞納整理機構に蓄積された徴収ノウハウをもとに効果的な滞納整理に努めて、かなり徴収実績を上げておりますので。また、派遣している職員の資質向上にもつながっていることから、この陳情には反対であります。

意(15) 大きい3番目にですね、消費税増税を中止してくださいとありますけども、今、毎年1兆円程度の社会保障費が増加しております。こうした状

況に対応するためにも消費税を増税して、その増税した分を社会保障費の財源としていくことには一定の理解ができます。もちろん、消費税を上げることは逆進性があり、軽減税率などの低所得者対策を実施しなければならないことは当然でありますけども、以上の理由により本陳情には、反対をします。

意（11） 本陳情の賛成の立場で意見を述べたいと思います。1の自治体のあり方の中で、③の滞納整理機構についてですが、徴税は自治体の義務であることを踏まえて、税の徴収事務を移管しないでくださいというふうにあります。滞納整理機構に移管したあとで、高浜市の間違いが発覚して移管を取り消すことができるかと高浜市の職員に聞いたところ、できないという答えでした。また実際、滞納整理機構に移管された方の付き添いで行ってまいりましたが、立会は認めない、何があっても認めないの一点張りで、しまいには、話し合いができないから、きょうは帰ってくださいということも言われました。あまりにも強権的で、滞納整理機構の担当者は、私の言うことが全てだとも言い放っていました。高浜も、もう3年続けるという意向ですが、愛知県の中でも名古屋市と岡崎市、豊明市は参加しないことを明確にしています。高浜市においてもやめて、滞納整理機構に参加をやめて、市の職員で対応されたほうが良いと考えます。また、2の国保の改善についてですが、その中の②です。これまで以上に一般会計から繰り入れを行い、保険税の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、引き下げてくださいということが書かれています。これは大変賛成できるものであります。その他、全て賛成できる内容ですので、採択に賛成します。

委員長 ほかに。

意（2） 私も、この陳情に対して反対をさせていただきます。その理由としては、今、いろいろと反対の理由が出ましたけども、私は、今、賛成で国保の改善のところで言われたところはあるんですけども、3番目ですね、保険税の滞納者への対応ということで、資格証明書の発行やめてくださいとかありますけども、これはですね、やはり滞納者と、それから滞納していない善良な納税者との差をですね、やはりきちっと僕はやはりつけるべきで、実際に資格証明書や何かも発行をして、少しでもよくするにはしているわけですので、これをやめて全部その正常な保険証を出すというのは、僕はいかがなものかな

というふうに思いますので、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

意(4) 陳情第14号、商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情でありますけれども、これはですね、まず意見といたしましては、趣旨採択でお願いしたいと思います。なぜかと言いますと、1番に書かれております商工会事業運営に対する財政的支援の維持拡充では、商工会は、地域総合経済団体として地域経済活性化等に貢献されていることと商工業振興策の実施については、商工会と行政が一体となって取り組むべきという点については非常に理解もできますし、引き続き財政支援を行うことについても一定を理解される、皆様にも理解され得るものであると思っております。しかしながら、拡充という点では、商工会を含めましてですね、他団体への補助は事業補助を基本としていることからですね、新規事業を伴わない事業費の拡充は他団体との公平性から考えますと、やはり趣旨採択でお願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情第14号は、趣旨採択でお願いしたいと思います。商工会の活動は、地域の企業の発展のみならず地域経済の活性化にも大きく貢献していることは、これ言うまでもありません。それで行政も商工会に一定の支援などを通し一体となって地域経済を活性化しなければならない。これも当然のことです。しかしながら大きい3番にありますように、商工会員に対して優先的という箇所がありますが、行政においては受注、入札においては、公平、

中立が原則であります。よって、この陳情には趣旨採択ということでお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（11） 私どもも趣旨採択でお願いしたいと思います。先ほどの3の官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保についてということは、公平に欠ける内容ですので、また、そのほかの内容は理解できる内容ですので、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（2） 私もこの陳情には、趣旨採択でお願いしたいと思います。理由につきましては、先ほど出ていましたように、やはり3番目の官公需発注における云々とありますけれども、やはり公平性の原則からいっていくとやはりそういったことはいかなるものかなというふうに思いますので、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

（9）陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

意（15） この陳情第15号も、同じく趣旨採択とさせていただきます。理由は、陳情第14号と同じでございます。

委員長 ほかに。

意（4） 私もこの陳情については、趣旨採択でお願いしたいと思います。理由といたしましては、2番のほうに地場産業の活性化についてということで、地場産業の繁栄なくしては地域の活性化なしということは、十分理解しており、地場産業である瓦産業が安定して継続していくことは同様に、非常に大切、必要不可欠であると考えております。しかし、現在、地場産業関係団体へは直接

補助事業を実施しており、引き続き支援をしている状態であると考えておりますので、趣旨採択ということでお願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（１１） 私どもは反対ということで、お願いしたいと思っております。というのも、３の積極的な企業誘致の推進の中で、企業誘致のための新たな工業用地の創出を要望されています。私どもとしては、相容れないものがあります。また、７の市当局の公共事業発注、物品等における商工会員の活用をお願いについても、優先したということを用いる点は公平に欠けると思っておりますので、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（２） 私は、この陳情には、趣旨採択でお願いしたいと思っております。趣旨採択の理由としては、７番目で書いてありますけれども、優先的な商工会の会員を優先的にということは、やはり公平性の原則からいっても少しおかしいのかなということがありますので、この陳情には趣旨採択でお願いいたします。

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第１５号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。これより採決をいたします。

## 《採 決》

（１）議案第５５号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

（２）議案第５６号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(7) 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、陳情第14号、陳情第15号について、趣旨採択との御意見がありますので、採決にあたり、趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いをいたします。

(8) 陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

挙手全員により趣旨採択

(9) 陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時53分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長